

日本栄養・食糧学会誌投稿規定（案）

（平成 28 年 1 月 23 日改訂、平成 29 年 1 月 1 日適用）

1. 本誌に掲載する投稿論文は、栄養・食糧に関する、報文、速報、研究ノート、資料、論壇とする。また総説、講座、書評、栄養・食糧学研究—最近の動向—は原則として依頼原稿とする。投稿者（共著の場合は筆頭著者および連絡者）は本学会員に限る。また、投稿に当たっては、全ての著者が投稿に同意し、かつ原稿の内容について責任を持たなければならない。
2. 報文、速報、研究ノートは、原著として他誌に未発表なものに限る。報文は、独創的研究で新しい事実と価値ある結論を有するもので、栄養・食糧学の進歩に貢献するものとする。速報は、とくに速やかに発表することにより学術的に貢献できる内容を含むものとする。研究ノートは、報文より短い新しい事実や価値ある結論の含まれるものとする。資料は、適切な分析法による多くの食品成分分析あるいは適切な調査法による有用な結果など、公表により学会員の研究・実践活動に有用な情報を含むものとする。論壇は、栄養・食糧学において新しい概念を提起しうる内容を含むものとする。
3. 本誌に掲載される総説、報文、速報、研究ノート、資料等は、インターネット上等にて公開される。
4. 掲載された論文は冊子体、電子媒体等いかなる形式であっても、その著作権は日本栄養・食糧学会に属する。すでに著作権を有する論文は受理されない。
5. ヒトを対象にした研究は、世界医師会総会（World Medical Assembly）にて承認されたヘルシンキ宣言（1964 年承認、2013 年修正）の精神に則るとともに、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、平成 27 年 4 月 1 日より施行、ただし第 20 の規定（モニタリング・監査に関する規定）については平成 27 年 10 月 1 日より施行）に従って行われなければならない。これに該当する投稿論文中では倫理審査委員会等で承認された旨を明記しなければならない。また、動物を用いた研究は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号、最終改正平成 25 年環境省告示第 84 号）等を遵守して行われた研究でなければならない。これに該当する投稿論文中では適切な動物実験倫理規定等に則って行い、動物実験倫理審査委員会等で承認された旨を明記しなければならない。なお、これら審査委員会における承認番号または承認日を明記すること。一般的にジエチルエーテル（diethyl ether）は動物の麻酔に使用されるべきではない。もし、ジエチルエーテルの当該使用を回避できない場合は、投稿論文の中で、その理由を明記しなければならない。それを受けて、上記基準および委員会承認ならびに規定との適合性について、編集委員会が検討する。ヘルシンキ宣言および環境省告示第 84 号は各巻第 1 号に掲載している。
6. すべての著者の利益相反状態について、日本栄養・食糧学会が定める指針等に従い、投

稿時に「日本栄養・食糧学会誌：自己申告による COI 報告書<様式 1B>」により届け出るとともに、論文中で「投稿規程の細則」に従い開示すること。

7. 報文その他の掲載は原則として受理順によるが、その採否ならびに順序は編集委員会の判定による。また、編集委員会は原稿中の字句についての加除修正を行うことがある。
8. 原稿はオンライン査読システムに直接投稿すること。

(<http://mc.manuscriptcentral.com/jsnfs>)

投稿方法の詳細は投稿画面中の「投稿手順」に従って行うこと。オンラインの入力方法は適宜変わるので事前に「投稿の手順」を確認することが望ましい。

9. 報文は刷上がり 5 頁 (図, 表, 写真などを含め, 40 字×25 行で 10 枚程度), 速報は刷上がり 2 頁 (同 4 枚程度), 研究ノートおよび資料は刷上がり 3 頁 (同 6 枚程度) 以内は無料掲載とする。この頁を超える場合は超過分に要する実費を申し受ける。
10. 別刷は有料とする。ただし, 別刷は依頼総説および栄養・食糧学研究—最近の動向—に限り 30 部を贈呈し, それ以上は著者負担とする。別刷の郵送料は別に申し受ける。
11. 投稿原稿の記載は「投稿規定の細則」(各巻 1 号に掲載。ただし 62 巻は 2 号に掲載)による。総説, 報文, 速報, 研究ノート, 資料は 400 字程度の和文要旨および 200 語程度の英文要旨をつけ, その後に和文・英文それぞれ 5 個以内のキーワードをつける。投稿はオンライン査読システムにて、本文 (和文英文要旨を含む) ファイル、図表ファイルを個別にアップロードする。但し総容量最大 20MB までとする。
12. 投稿原稿についての問い合わせは、原則として電子メールまたは文書で行う。

E-mail: henshu@jsnfs.or.jp

附 則 この規定は、平成 23 年 10 月より施行する。

2. 平成 27 年 1 月 1 日より施行する。ただし平成 27 年 12 月 31 日まで適用を猶予する。
3. 平成 28 年 1 月 1 日より施行する。ただし平成 28 年 12 月 31 日まで適用を猶予する。